



請願書

(偽造文書による行政文書開示について調査等のお願い)

請願法に基づき野田市関係課長に請願します。

1. 請願趣旨

(1) 請願の背景

請願者は、行政文書部分開示決定通知(別紙1)により野田市郷土博物館及び野田市市民会館に関する領収書等の開示を受けましたところ、開示された文書の中に偽造された文書を発見しました。

市民の開示請求に対して文書を偽造して開示するという行為は、全ての開示文書への信頼性を崩壊させるばかりか、野田市情報公開制度自体をも崩壊させる極めて重大な事態と考えています。

本件については、7月16日に野田市役所情報公開コーナーにて担当の久保様に口頭で申し入れさせて頂きましたが、以下の通り改めて文書により請願致します。

(2) 理由

①偽造文書

7月7日付で開示された納品書・請求書・受領書(別紙2)(以下、「当該開示文書」という。)は、一般的な四枚綴りの複写式納品書にも係らず、それぞれの日付には異なる日付が記入されていて極めて不自然です。しかも、記入された日付の筆跡は、明らかに本文とは異なる筆跡です。

日付の筆跡は、別紙3に示します通り野田文化広場会計担当者の物と思われる筆跡と一致しています。

従って、開示された当該開示文書は野田文化広場会計担当者と思われる人物により加筆された偽造文書です。(有印私文書偽造)

②整合性に欠ける文書

当該開示文書の中の受領書は、納品業者が納品物の受取証明として顧客より回収する文書です。しかし、一般的に信頼関係の基で省略され納品先に納品書や請求書と共に残されることが珍しくありません。当該開示文書の中の受領書も本来このような経緯で野田文化広場に残された文書と推定されます。

ところが、受領書には代金の支払日と同じ平成23年5月9日が記入され領収書として開示されました。(代金支払日は別紙4と別紙5で確認できました。)本来、受領書に未来である代金の支払い年月日が記入されるはずは無く、全く整合性に欠け何らかの意図を持って偽造された文書であると考えざるを得ません。

また、開示された受領書は領収書とは意味を異にする文書である旨を総務課

7/28. 社会教育課 伊藤課長へ、
請願書への回答と(受領書)の
ための(口頭で)文書へ回答する旨。
返答を得る。(④情報公開コーナー)

大月課長補佐ならび社会教育課伊藤課長にお伝えし、7月16日に代わる請求書（別紙4）と預金通帳（別紙5）の開示を受けました。開示された請求書（別紙4）によれば、納品日は平成23年4月11日ですが、先に関示された当該開示文書の内の納品書に記入された平成23年4月16日とも整合していませんでした。

これらの事からも当該開示文書は全て偽造文書であることが明らかです。

2. 請願項目

- (1) 今回の文書の偽造は、どのような意図を持って誰が指示し誰が作成したものなのか調査のうえ明らかにして下さい。
- (2) 再発を防止するために何らかの適切な措置を実施して下さい。
- (3) 以上について文書によりご回答をお願いします。

平成26年7月22日

(宛先) 野田市総務部総務課長様

野田市教育委員会生涯学習部社会教育課長様

(請願者)

住所： 千葉県野田市

氏名：

電話：